

株式会社アース開発コンサルタント

(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間令和 6 年 3 月 1 日～ 令和 9 年 2 月 28 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 :

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 6 年 3 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 6 年 8 月～ 制度に関する情報を社員に周知

目標 2 :

年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日 以上 とする。

<対策>

- 令和 6 年 3 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 6 年 6 月～ 社内検討委員会での取得計画等検討開始
- 令和 7 年 1 月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標 3 :

技術職の女性を 3 名から 6 名以上にする。

<対策>

- 令和 6 年 3 月～ 女性の働きやすい職場環境導入への検討を開始
- 令和 6 年 10 月～ 女性の働きやすい職場環境への導入開始
- 令和 7 年 4 月～ 女性の働きやすい職場環境を採用活動にてアピールする。